

平成25年9月26日

与謝野町議会

議長 赤松 孝一 様

与謝野町議会収賄事件再発防止調査特別委員会

委員長 有吉 正

収賄事件再発防止調査特別委員会 報告書

加悦中学校の改築工事に絡み与謝野町職員が加重収賄罪で起訴された事件を受けて、平成24年9月定例会において、収賄事件再発防止調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置しました。

特別委員会は設置されてから平成25年9月26日までの間に15回の委員会を開催し、関係職員から事情聴取を行うとともに、行政への資料提供を求め事実確認を進めてきました。また、事例研究のため府内の2つの自治体を視察するとともに、収賄贈賄計4回の裁判傍聴を行いました。

つきましては、これらの経過と概要を報告し、次のとおり再発防止の取組み並びに信頼回復に向けた対策を提言いたします。

記

1 特別委員会の設置

(1) 設置の目的 職員の収賄事件の調査及び職員倫理の向上と再発防止並びに信頼回復に向けた対策

(2) 委員の人数 6人
委員長 有吉 正 副委員長 野村生八
委員 井田義之 今田博文 小林庸夫 ・ ・ 毅

(3) 設置期間 設置目的の調査等が終了するまで

2 事件の概要

与謝野町立加悦中学校の全面改修工事に伴い、平成23年7月、校舎の基本設計業務を請け負う業者を公募（公募型プロポーザル方式）した際、小路公憲 教育委員会事務局教育総務課施設係長が、受注契約した株式会社 三宅建築事務所に対し第2次審査に有利な内部情報を漏らし、見返りに平成24年5月下旬、同町内で同業者から現金30万円を受け取り、同年8月29日逮捕、起訴（加重収賄罪）され、刑は下記のとおり確定した。

判決（京都地裁）

小路公憲 平成25年1月16日

懲役2年、執行猶予3年、追徴金30万円

三宅司郎 平成25年3月26日

懲役10箇月 執行猶予2年

3 事件発生の原因

第1には、公務員としての自覚や倫理観の欠如が、直接の原因となって事件を発生させた。

第2には、教育施設の改修業務や業者への対応を実質、小路係長一人に担わせていた町教育委員会の管理体制とチェック体制が十分機能していなかったことが挙げられる。

第3には、施設の耐震診断（指名競争入札）を請け負った業者が設計業務を随意契約で請け負うという旧野田川町時代からの慣例（書類の作成等スムーズに運ぶ、安くなる等の認識）があり、公平性・透明性に欠けていた。

第4には、平成18年3月、旧3町が合併したが、体制・組織にも原因があったのではないかと推測する。

4 再発防止の取り組み

(1) 職員倫理、法令遵守について

研修実施や指導などで、職員の法令遵守の徹底を取り組んできたとのことだが、職員と業者の飲食がされていたことが明らかになったもとの、改めて改善が求められる。理事者自ら先頭に立って綱紀粛正を図らねばならない。また、庁舎内の取り組みだけでなく、福知山市の「コンプライアンス制度」のように、開かれた法令遵守の取り組みが求められる。

(2) 職員と業者との癒着を監視できる組織のあり方について

職員と業者との癒着は起こりうるとの認識で、常日頃から職員と業者との関係、入札と結果の状況を監視する第三者委員を含めた組織が必要である。

(3) 人事管理について

特定の業者との関係が深まらないように適切な人事異動や、業務の過負担が生まれないような技術職員配置、問題事例を直ちに改善できる職員間のコミュニケーション体制などの人事管理が必要である。

また、今回の事件は、小路被告の労働環境や健康状況も原因と考えられる。常日頃の、職員の労務管理の改善を求める。

(4) 意識の改革について

合併後、幾度も入札制度の改善に取り組んできたが、今回の事件は、プロポーザル方式という新たな入札制度に取り組んだことで発生した。不祥事は起こり得るとの認識を持ち、取り組みを進めることが必要である。

(5) 議会の対応について

議会としては、平成24年3月に議会基本条例を作り、議会の活性化や町民との協働に努めてきたが、改めて、議会や議員の法令遵守、職員と行政の法令遵守の取り組みの確認などが求められる。

(6) その他

ア 初めて発注するプロポーザル方式に対する調査・研究が足りなかった。20億円という事業を考えると係長任せにせず、視察等で見識を深めるべきであった。

イ プロポーザル方式に決定し、発注のための要綱作りの起案書の決裁日の日付が入っていない。特に大きな事業について、決裁日は重要であるので日付を入れること。

5 信頼回復に向けて

近年、自治体に対する税の使い方の関心が高まっており、従前にも増して厳しい監視と批判が寄せられている。

行政には情報開示と説明責任があるが、一方個人情報など守秘義務も課せられている。職務権限を持つ理事者・職員は清潔性が強く求められている。

各種事務事業の再点検を行い、再びこのような事件を繰り返さないよう、時宜にかなった検証と改善を重ねることを強く求める。

今回の不祥事を契機に町長以下、全ての職員が、全国の模範となるような倫理観を醸成し、町民の信頼回復に努め、公正で透明性のある町民本位の行政を実現していくことを併せて強く求める。

6 視察報告

(1) 京丹波町議会

視察日時 平成24年11月6日(火) 午前10時～12時

出席者 京丹波町議会

元収賄事件調査特別委員会

委員長	山田 均	
副委員長	小田耕治	
小委員会代表	野口久之	(現議長)
事務局長	長澤 誠	

与謝野町議会

収賄事件再発防止調査特別委員会

委員長	有吉 正
副委員長	野村生八
委員	小林庸夫
	井田義之
	勢旗 毅
	今田博文
議長	赤松孝一
事務局長	秋山 誠

事件の概要

平成19年、当時の副町長(合併前町長)と支所長が水道工事の入札に関わり、便宜供与と知りながら、建設業者から現金の供与を受けたとして、逮捕、起訴された。

判決

元副町長

懲役3年 執行猶予5年 追徴金650万円と200万円没収

元支所長

懲役1年6月 執行猶予3年 追徴金80万円

平成19年6月25日、「京丹波町議会収賄事件調査特別委員会」を設置。委員会6回、小委員会5回開催、裁判傍聴6回。平成19年12月定例会で報告を行い終了した。

視察内容

- ・5月末の逮捕から10月末には贈賄・収賄側ともに判決。
- ・特別委員会設置から約半年で報告がされている。委員会・小委員会の活動内容や裁判の傍聴、行政からの報告、専門家の意見、京丹波町懲戒分限審査委員会(平成19年4月1日設立)、町長・副町長の給与の減額処分など勉強した。

(2) 福知山市議会

視察日時 平成25年2月12日(火) 午前10時～12時

出席者 福知山市議会議員 奥藤 晃
議会事務局 二条久保 憲作

与謝野町議会

収賄事件再発防止調査特別委員会

委員長 有吉 正

副委員長 野村生八

委員 小林庸夫

井田義之

勢旗 毅

今田博文

議長 赤松孝一

事務局長 秋山 誠

事件の概要

平成20年1月、福知山市民病院・武道館建設工事に係わる市職員収賄事件が発覚。受注業者の下請け業者関係者が工事への参入を目的に、市職員への度重なる接待をし幹部職員に1000万円の賄賂を提供し逮捕された。

判決

贈賄側 懲役1年6ヶ月 執行猶予4年

懲役10ヶ月 執行猶予3年

収賄側 懲役2年 追徴金1040万3260円

平成20年3月10日、100条委員会として「福知山市職員収賄事件調査特別委員会」を設置。31回の委員会の開催、延べ19人の証人喚問・参考人招致を実施。平成22年11月臨時議会で報告を行い終了した。

視察内容

- ・ 職員の法令順守を強めるために「コンプライアンス制度」、業者との接待をなくすために「市職員倫理規定」、監視を強めるために「外部公益通報に関する規則」などを新たに実施されており、参考になった。
- ・ 委員会と打合会での運営、弁護士との相談など、議員としてのコンプライアンスを大事にした100条委員会の運営を行っていた。

7 特別委員会の活動経過

日にち	会議等	内 容
平成 24 年 10 月 12 日	委員会設置の決議承認（本会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 9 月定例会において、議運委員長から委員会設置に関する決議を提出し、6 人の委員で構成することで承認 ・委員会の委員選任を行い承認 ・委員会を開催し、正副委員長の選任を行い、その結果を本会議で報告
平成 24 年 10 月 12 日	第 1 回委員会開催（会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選任 委員長 有吉 正、副委員長 野村生八
平成 24 年 10 月 26 日	第 2 回委員会開催（会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・文教・厚生常任委員会において行政から聞き取りした内容について、特別委員会で野村文教・厚生常任委員長から説明 ・今後の進め方について委員間で協議 ・行政へ関係資料の提出を請求 ・第 1 回公判（11 月 22 日）を委員と議長で傍聴 ・事例研究として、11 月 6 日の予定で京丹波町議会へ視察することを決定
平成 24 年 11 月 6 日	第 3 回委員会開催（京丹波町視察）（会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・京丹波町へ視察（午前中） 委員 6 人、議長、事務局長 ・視察を終えてから会議（午後） ・福知山市へも 1 月頃に視察することを決定 ・第 4 回～第 6 回の委員会の日程を決定
平成 24 年 11 月 6 日	行政への資料請求（1 回目）	<ul style="list-style-type: none"> ・与謝野町における指名委員会の議事録或いは要点記録 ・与謝野町公正監視委員会の議事録或いは要点記録 ・町職員のコンプライアンス（倫理・法令遵守）研修の実績 ・町の建設・土木技術職員の所属課配置の経緯
平成 24 年 11 月 14 日	第 4 回委員会開催（会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長、教育次長に出席要求し、これまでの経過等について事情聴取

平成 24 年 11 月 22 日	第 5 回委員会開催 (第 1 回裁判傍聴)	<ul style="list-style-type: none"> ・収賄側の第 1 回公判を京都地方裁判所へ傍聴 委員 6 人、議長、事務局長 ・検察による起訴状朗読、被疑者事実認否
平成 24 年 11 月 30 日	第 6 回委員会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回裁判傍聴を終えての意見交換 ・行政へ請求していた関係資料の提出による資料分析
平成 24 年 12 月 20 日	第 7 回委員会開催 (第 2 回裁判傍聴)	<ul style="list-style-type: none"> ・収賄側の第 2 回公判を京都地方裁判所へ傍聴 委員 5 人、議長、事務局長 ・被告人・参考人意見陳述、弁護人の弁論、検察官の論告・求刑 (懲役 2 年、追徴金 30 万円)
平成 24 年 12 月 21 日	行政への資料請求 (2 回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員のコンプライアンス (倫理・法令遵守) 研修の実績 ・町の建設・土木技術職員の所属課配置の経緯 ・指名委員会の会議報告書 (平成 23 年度分)
平成 25 年 1 月 16 日	(3 回裁判傍聴)	<ul style="list-style-type: none"> ・収賄側の第 3 回公判を京都地方裁判所へ傍聴 今田委員、議長 ・判決 懲役 2 年執行猶予 3 年、追徴金 30 万円 (その後、被告人控訴せず、刑が確定)
平成 25 年 2 月 12 日	第 8 回委員会開催 (福知山市視察)	<ul style="list-style-type: none"> ・福知山市へ視察 (午前中) 委員 6 人、議長、事務局長 ・福知山市消防防災センターを見学
平成 25 年 2 月 14 日	行政への資料請求 (3 回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物耐震診断等判定申込書 ・警察に押収された書類一覧表と返却状況
平成 25 年 3 月 11 日	第 1 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政へ請求していた関係資料の提出による資料分析 ・贈賄側の第 1 回公判傍聴することを確認
平成 25 年 3 月 19 日	第 9 回委員会開催 (第 1 回裁判傍聴)	<ul style="list-style-type: none"> ・贈賄側の第 1 回公判を京都地方裁判所へ傍聴 委員 5 人、議長、事務局長 ・検察による起訴状朗読、被疑者事実認否
平成 25 年 3 月 26 日	(第 2 回裁判)	<ul style="list-style-type: none"> ・贈賄側判決 懲役 10 ヶ月執行猶予 2 年 (その後、被告人控訴せず、刑が確定)

平成 25 年 4 月 23 日	第 2 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・公判記録の閲覧が困難であることの事情を教育委員会から聴取。 ・意見交換と今後の進め方を協議
平成 25 年 5 月 10 日	第 1 0 回委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・町収賄事件再発防止検討委員会の検討状況及び、耐震診断・設計業務委託に係る指名委員会の対応について、副町長ほかから聴取 ・意見交換と今後の進め方を協議
平成 25 年 5 月 10 日	第 3 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・公判記録の閲覧が困難であることの事情を教育委員会から聴取 ・意見交換と今後の進め方を協議
平成 25 年 5 月 16 日	行政への資料請求 (4 回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震工事における耐震診断後の実施設計業務に係る随意契約以外の事例の有無について ・与謝野町指名委員会の議事録或いは要点記録 ・加悦中学校改修工事に係る耐震診断・基本設計・実施設計・施工監理業務の委託業者決定についての決裁文書
平成 25 年 6 月 3 日	第 4 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政へ請求していた関係資料の提出による閲覧依頼 ・意見交換と今後の進め方を協議
平成 25 年 6 月 18 日	第 1 1 回委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・公判記録（メモ）の内容について、教育長ほかから事実聴取（委員に事前配布） ・意見交換と今後の進め方を協議
平成 25 年 7 月 1 日	第 5 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・公判記録（メモ）の確認 ・意見交換と今後の進め方を協議
平成 25 年 7 月 1 日	行政への資料請求 (5 回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムカード ・時間外・休日勤務命令簿兼週休日の振替命令簿等
平成 25 年 7 月 26 日	第 1 2 回委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・公判記録（メモ）の確認 ・町収賄事件再発防止検討委員会の検討状況と再発防止の取組み状況について、副町長、ほかから聴取 ・公判記録（メモ）の内容について、教育長から聴取 ・意見交換と今後の進め方を協議

平成 25 年 7 月 26 日	第 6 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方を協議 ・次回の委員会に元教育次長を参考人として招致し事情を聴くことに決定 ・プロポーザル方式に決定した経緯の分かる資料を請求することとした
平成 25 年 7 月 26 日	行政への資料請求 (6 回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・加悦中学校の耐力度調査業務委託の指名競争入札参加業者の決定に至る経過のわかる資料 ・耐力度診断により加悦中学校改築工事を選択した経過のわかる資料
平成 25 年 8 月 7 日	第 1 3 回委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・契約方式決定の経緯と小路係長の当時の状況について、参考人（元、教育次長）を招致して聞き取り ・意見交換と今後の進め方を協議 ・委員会のまとめの作業に取り掛かることで合意
平成 25 年 8 月 7 日	第 7 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方を協議 ・委員会のまとめの協議（原案を正副委員長で検討することで確認）
平成 25 年 8 月 30 日	第 1 4 回委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式に決定した経緯について、教育長、次長から聴取 ・意見交換と委員会のまとめの検討
平成 25 年 8 月 30 日	第 8 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会のまとめの提示と検討
平成 25 年 9 月 10 日	第 9 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会のまとめの検討
平成 25 年 9 月 18 日	第 1 0 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会のまとめの検討
平成 25 年 9 月 20 日	第 1 1 回打合会開催 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会のまとめの検討
平成 25 年 9 月 26 日	第 1 5 回委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会のまとめの確認（報告書） 9 月定例会最終日に本会議で報告し閉会